

北海道PCB廃棄物処理計画の変更について（概要）

北海道PCB廃棄物処理計画変更の背景

- 平成24年12月 PCB特別措置法施行令の一部改正（処分期間：平成39年3月まで）
- 平成25年10月 国から北海道及び室蘭市にPCB廃棄物処理基本計画の変更について検討要請（処理期限の延長、東京事業所の安定器等・汚染物の受入れ）
- 平成26年 4月 北海道及び室蘭市が国からの検討要請を受諾
6月 PCB廃棄物処理基本計画の変更（全国の処理体制の見直し）

北海道PCB廃棄物処理計画の主な変更内容

1 PCB廃棄物の処理体制

- ◆ 高圧トランス・コンデンサ等
北海道と東北地域など15県のものを北海道PCB処理事業所で平成34年度までに処理。
- ◆ 安定器等・汚染物
北海道と東北地域など15県及び南関東地域の1都3県のものを北海道PCB処理事業所で、平成35年度までに処理。
- ◆ 低濃度PCB廃棄物
環境大臣による無害化処理認定施設及び都道府県知事の許可施設を活用して、平成38年度までに処理。

2 適正処理の推進方策

- ◆ 北海道PCB処理事業所での処理に当たり、道、室蘭市及び15県で構成する広域協議会に南関東地域の1都3県を加え、毎年度実施計画を策定し、計画的に処理を行う。
- ◆ 低濃度PCB廃棄物について、保管事業者に対し立入検査等を通じて早期処理の促進を図る。
- ◆ PCB廃棄物の掘り起こし調査等を行うとともに、北海道産業保安監督部と連携して使用中のPCB使用製品の保有状況等を把握し、保管事業者等を指導する。
- ◆ このため、道は、室蘭市と連携し、PCB廃棄物処理の円滑な推進に取り組むとともに、関係都県及び保管事業者に対し、PCB廃棄物処理をはじめ、関係都県と室蘭市の地域交流などの取組について協力を求める。